

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

2023年6月30日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

機構が運営する各制度（株式等振替制度、外国株券等保管振替決済制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度及び決済照合システム）への参加手続等における制度参加者等の事務負担の軽減を図る観点から、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則」（以下「細則」という。）の一部を改正する。

2. 改正概要

現在、機構が運営するいずれかの制度に参加する者が外国株券等保管振替決済制度に参加しようとする場合、当該参加に係る手続は書面によって行うことが原則であるが、機構が認める場合には、電磁的記録の授受をもってこれを行うことも可能とする。また、この一環として、外国株券等保管振替決済制度において使用する印鑑の届出義務を廃止する。（細則第5条）

3. 施行日

2023年8月7日から施行する。

以 上